

国会の参議院文教委員会では、養護教諭の設置の推進とこれに即応する養成計画の拡充についての決議が全会一致で行なわれましたことはまことに喜びにたえないところであります。この決議に対して、政府は、昭和三十八年度から向こう五カ年間に約五千名の増員を行なう旨言明いたしました。これによって、少なくとも養護教諭の標準定数は、中学校千二百人に一人、小学校九百人に一人という割合にまで充足されることと、現在の市町村支弁職員の相当数を正規の養護教諭に切りかえられる見通しを得たのであります。しかしながら、この五カ年計画が理想のものでないことは当然で、少なくとも一校一名必置という線にまですみやかに持つてゆき、学校教育の本則の姿にかえすことこそ重要であることは申すまでもございません。それにいたしまして、これら養護教諭の充足の根底となるべき養成の問題は、現在どのような状態にありましようか。これまで大いに検討を要するところでございす。今日、養護教諭の養成機関は、国公私立の大学、短大十四、文部大臣の指定する公私立の養成所約二十、昭和三十七年度予算措置によって国立大学に付置された養成所五等であり、全体の養成定員は千二百名前後となっております。しかしながら、その中には看護婦資格を人所基礎資格とする短期の養成所が数多くあり、また卒業資格として、養護教諭のほかに保健婦その他の免許状を同時に与えておりますために、全国的な看護婦不足を反映して、入所生徒が養成定員を大きく下回ったり、卒業者の相当数が保健婦として就職する等の事情があり、養護教

諭として確保できる数は、養成定員の三〇％前後、約四百名程度にすぎないのであります。それゆえ、文部省の現在企図している約五千名の増員計画を推進するためにも、またその後の充実を期するためにも、この際、養成機関を拡充整備することはどうしても必要なこととあります。ちなみに、文部省は昭和三十九年度から昭和四十二年度にわたる四年間において年々七百五十名ずつの増員を考へておられますが、実情から申せば約三百五十名の不足を来すわけで、かりに昭和三十八年度の予算措置で、新たに国立大学付置の三つの養成所での養成数を考慮したとしても、なお年に約三百人の不足を生ずることとなるのであります。そこで、私もこの際、養成計画を万全に実行できるより、新たに国立大学付置の養護教諭養成所を全国に十カ所臨時に設置し、年間三百人の養成を確保することを適切と考え、ここに本法律案を提出した次第でございす。

本法律案の内容をいたしましては、第一に、北海道大学外九大学に国立養護教諭養成所を臨時に付置し、修業年限二年、入学資格は高校卒業程度とし、卒業の際は、養護教諭二級普通免許状を与えることとしております。本養成所設置の場所としては、医学部の活用が期待できることとともに、全国的な視野からの配置を考えたのであります。これによって、不足状況にある看護婦の再教育という方法をやめるとともに、卒業生には養護教諭免許状のみを与えて完全にこれを確保することを目指しておるわけでございす。なお、この制度はあくまで臨時措置であり、将来は本養成所を拡充強化して、

正規の大学の四年課程として発展せしめることを期待しております。内容の第二点は、今日、養護教諭の職務はその重要性の割合には一般に理解されていないうらみがありますので、若い人々に魅力ある職業として迎えられるように、その職務の意義、内容を周知せしめるとともに、他方で、授業料その他の費用の免除及び猶予並びに育英資金の貸与に対する返還免除のことを規定いたしております。これにより有為な人材を多数本養成所に迎え入れることを期待いたしております。内容の第三点は、附則で、本法の施行期日を昭和三十九年四月一日としていること、また一つの養成所には所長外二名の常勤職員を置くこととして、合計三十名の増員を文部省設置法の一部改正によって行なっていることさらにまた、法案施行に要する経費については、養成所の運営費、人件費等合わせて八千五百万円を計上いたしております。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御賛成下さいますようお願い申し上げます。

続いて、日本育英会法の一部を改正する法律案の提案理由を説明いたします。ただいま議題となりました日本育英会法の一部を改正する法律案について、提案の理由と内容の概略を御説明申し上げます。日本育英会法は、戦時中の昭和十九年に制定され、戦後の学制改革、経済事情の変動等により幾たびか改正されましたが、なお根本的に改正を要する点が多いと思ひます。すなわち、学資の貸与を受ける者の範囲、貸与額の内容及び貸与金の返還業務等、現在政令にゆだねられている事項は、むしろ本法の骨格をなすきわめて重要な部分でありますから、当然法律事項に移さるべきものであると考えられます。しかしながら、さしあたってこれらの点は、政府において十分な考慮をめぐらし、新しい時代における人材の養成に着目した貸与金の増額と対象人員の拡大をはかるべく最善の努力を払うことに期待をかけるものであります。したがって、この際私どもは、これらの点を除いた、当面特に急務と考えられる二点について改正を加えようとするものであります。

その第一は、幼稚園において教育の職にある者の奨学金返還免除に関する問題であります。近年、幼児教育の重要性が次第に認識され、幼稚園教育の効果は高く評価されるにつれ、その就学率は年を追って上昇しております。それに伴い、施設及び教職員も充実増加しつつありますが、その教員の待遇は、国立を除く公、私立の大部分が義務教育諸学校の給与と比較して、なおはるかに低く、しかも、これらの教員のうち、大学において日本育英会から学資の貸与を受け、幼稚園における教育の職についた者は、貸与金の返還免除の対象となっていないために、その返還も困難であり、転職を希望するものがあつたのを絶たないのであります。参議院文教委員会は、第三十九回国会において、日本育英会法の一部を改正する法律案を審議いたしました際、このような事態に対処する方策として、幼稚園の教育の職についた者に対する貸与金の返還を免除すべきことの附帯決議を行なつて政府に要望したのであります。

また、いまだその実現を見ないことはまことに遺憾と申さねばなりません。幼児期の教育の重要性と困難性を考えますときに、優秀な教員を確保するためには待遇の改善が根本ではあります。この際、まず日本育英会からの貸与金の返還免除をはかることが緊要であると考えらるものであります。第二点は、各種学校である養護教諭養成機関によって養成された養護教諭に関する問題であります。現在、教育職員免許法第五条第一項により、文部大臣の指定する養護教諭養成機関で規定の単位を修得した者に対しては、養護教諭の免許状を授与されておりますが、ここで養成された養護教諭は、大学において教育された養護教諭とは異なり、日本育英会から学資の貸与を受ける対象になっておりません。免許法によって同一の資格を与えられるものが、その就学した教育機関の差異によって差別的取り扱いを受けることは、まことに遺憾なこととあります。なお、昨年から国立大学の教員養成学部は養護教員養成課程が付置されましたが、この養成課程もまた文部大臣の指定する養護教諭養成機関であり、ここに学ぶ学生もまた現在とて学資貸与の対象とはなっていないことを申し添えなければなりません。最初に述べましたように、学資の貸与対象の決定は政令事項でありますので、私どもはここで、政府がすみやかに施行令を改正して、養護教諭養成機関に在学する者への学資貸与の道を開くことを前提として、それらの養成機関において、学資の貸与を受けた者が養護教諭として勤務した場合について、その貸与金の返還免

除の規定を設ける必要があると思ふのであります。

以上申し述べましたように、本改正案は第一に、貸与金の返還免除を受けることができる教育の職の範囲に幼稚園における教育の職を加えること、第二に、返還免除を受けることができる者の範囲に、教育職員免許法第五条第一項に規定する養護教諭養成機関において学資の貸与を受けた者を加えるものとするこの二点をその内容とするものであります。なお、この法律は昭和三十一年四月一日から施行することといたしております。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同下さいますようお願い申し上げます。

なお、お手元の法案第七ページの理由をちょっとごらん下さいませ。その三行目に、「新たに学資を貸与することとするに伴い、その貸与を受けた者が」云々とござりますが、その趣旨は、「新たに学資を貸与すること、またその貸与を受けた者が修業後教育の職に」云々と、こういう内容でござりますので、御了承いただきたいと思ひます。

以上でございます。

○委員長(北島教真君) 以上で両案についての提案理由の説明聴取は終わりました。

○豊瀬一君 政府提出の国立学校設置法の一部を改正する法律案につきまして資料要求をいたしておきたいと思ひます。

第一は、国立大学の付置研究所、実験所等ですが、現在、大学に付置されておるものと独立しておるものと

あれば、もちろん文部省所管です。それらもあけて、目的、すでに数年にわたつておるものは、その目的の成果と、その利用の実態について、職員構成、教授何名、助手何名、講師何名、それから年度別予算、この中には運営費、研究費を別個にして、従前からあるもの全部についての一覧表の提出をお願いしたいと思ひます。

次に、国立高等専門学校ですが、資料要求の際にちょっと実態がわからないので困るのですが、三十八年度発足のものについて、すでに試験が行なわれておる、可否の決定が行なわれておるといふ実態に立つて資料要求をいたしておきます。まず、昨年の分についても同様ですが、地元負担の内容、土地の提供をしたとすれば、その敷地の広さ、買収の費用総額、施設の提供をしたとすれば、その施設の内容並びに予算の総額、それから受験者総数、合格者数、これは後にいうところの定員と関連してきますが、構成の中で、要するに学校定員のほうで出てくれば、それでけっこうです。それからそれぞれの学校の構成、学科名、収容定員、学級数、職員については教授、助教、講師、事務職員その他の総数、各校別の年度予算。それから特に調査をお願いしたいのは、高専受験希望者のうち、高等専門学校の試験の時期が早目に行なわれるために、落ちた者があとで高等専門学校を受けられるような仕組みになっておるところもあるやうに聞いておるのですが、高専希望者のうち、特に調査していただきたいのは、他の高等学校の受験を行なわないで、高専のみ希望した数、受験者総数と高専のみ希望した実数、本年度が

わからなければ三十七年度のもの、各公立専門学校別にお願ひいたします。昨年設置されたものについて各学校別。そのことによつて高専に対する国民並びに青少年の関心といひますか、意欲といひますか、設置の目的との対比を行ないたいと思ひます。

以上の資料要求を委員長のほうにお願いいたしておきます。

○委員長(北島教真君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(北島教真君) 速記を始め

○委員長(北島教真君) それでは、これより前回に引き続き、学問の自由等当面の文教政策について質疑を行ないます。

御質疑のおありの方は御発言願ひします。

○小林武君 文部大臣にお尋ねいたしますが、確認をいたしますが、日教組の論理綱領を作つた場合に、学者の意見を徴した、その手続は、文部省がいろいろな教育上の問題で中教審に対して意見を具申したと同じであるということ、これはこの間、認めましたね。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) まあ大体同じであらうという意味のことを申し上げたのであります。大体と申し上げましたのは、中教審の場合は、法律に基づいて中央教育審議会ができておつて、その委員には任命形式をとりま

す。むしろ承諾を得た方について任命という形をとるわけでありまして。さらに、中教審の審議の態度は、一般的に、たとえば大学のほうの課題について、一般的な立場においての意見

を聴取する、それを一つの意見にまとめて答申という形でちよつとだす、こういうことではあります。日教組の場合は、現実に存在している日教組という集団のための原案作成に協力するということ、いささかの相違はありますが、学者が意見を述べるといふその姿は大体同じことであらうと、まあこう申し上げたわけでありまして。

○小林武君 大体という言葉を挿入した理由を述べたと思うのだが、これはあれですか、手続的に、たとえば片方は、これは文部省という役所だから法律でもって、日教組という場合には、日教組という組合が、学者の方々に組織として依頼をした、これは法律でもってやるわけじゃない、組織の意思として御依頼を申し上げている。このことは、法律で任命したことと組織が組織の意思として学者に依頼をしたということとは全く同じだと私は考えるのですが、この点はどうか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 依頼をして意見を述べたという概念論からいけば同じことだらうと思ひます。ただ組織とおっしゃいますが、日教組というのは民間の一人格を持つ団体というのには民間の一人格を持つ団体にすぎない。文部省の場合は全国民に奉仕すべき立場において、制度として認められてる官庁に対する意見を述べてもらふという意味において違ふと思ひます。さつきも申し上げましたように、あくまでも一般的な、普遍的な課題について意見を述べてもらふというものであり、日教組の場合は、具体的に、現に存在している一民間法人格を持つ団体に対する意見を述べる意味合いにおける一種の契約に基づく意見の発表だらうと思ひます。

○小林武君 そうしますと、私はこう理解するわけですね。法律によって任命をされた場合、政府機関が法律をもつて任命をしたその場合と、日教組という一つの労働組合が組織の決定として依頼をしたということからいへば、これは大体同じではあるけれども、どうですか、あなたの考えとしては、むしろ意見を述べたということの影響と、いいますか、重大性というか、そういうような意味では、日教組の場合よりも中教審のほうが大きいんじゃないですか。その責任なり、あるいはそういう果たす使命なりの点においてですね、日教組の場合よりも重大だと思ひ考へになりますか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) その軽重の差をどういふ意味でお尋ねであるかが完全に理解できませんが、学者が意見を述べるといふ意味においては同じようなことだらうと思ひます。問題は、普遍的な課題について普遍的な立論の立場において意見を言ふか、具体的な実存しておる日教組という民間団体のその具体的な目的に向かつての協力者であるという意味において、本質的にも違ふ部分があるかと思ひます。この国と学者の一種の、委員会の委員になる契約、任命という形式はとらましようけれども、一種の契約に基づく行為だらうと思ひますが、それと日教組という法人格を持つ組合との、いわば契約に基づいて意見を述べるということだけならば、概念的には同じようなことだと思ひます。それだけに限る限りにおいては軽重という問題は出てこないんじゃないかと思ひます。

○小林武君 軽重はない、同じだ、こ

ういうことですね。わかりました。同様に私も思うわけです。日教組が依頼をしたからといって、その依頼に応じて自分の意見を述べたということが、学者の風上にも置けないようなぐらいに討論されるという理由も特別なことだと思ふし、それほど日教組全体に責任を感じなければならぬ理由もないし、文部大臣から誹謗される理由もないと思ふわけです。あなたと私の意見と、その点では一致をいたしました。

それから原案を作成したと言ふが、あなたはやはり日教組の委員長でも、日教組の執行委員でもない、組合員でもない。やはり事実上反したことはおつしやらないほうがよろしい。この間、前回の委員会において、あなたとやりとりした中で申し上げたとおり、あなたのお考えになつておる倫理綱領のあれは討論資料で——この間あなたと話し合ひをしたとおり、あれは討論資料として出して、それが今度原案として出される場合には、これは違ふ原案として出すのは、これは日教組中央執行部がやることである。そうすると、原案作成したというところは、これは違ひます。あなたのほうで中教審に具申さして、答申さして、そのことを何らかの場合、提案する場合には、文部省の提案だつて修正の自由もあるわけですから、いろいろの意見の採否も自由があるわけです。だから原案作成というのは、これはお取り消しを願ひます。組織のほうから言ふものを、組織以外の者がそういうことを言うのは間違ひです、どうですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 十項目にわたる倫理綱領、それに簡単な解説が

加えられた印刷物、それも日教組の名において印刷されたことは現物を見れば明瞭であります。そのとびらに協力者という表示のもとに学者の名前が列記されております。この前の委員会での話によれば、今も言われましたように、それが日教組からそういう印刷物の姿で大会に配られ、討論資料と今おつしやったわけでしょうが、正式に討論資料として提案せられ、一年間の検討の結果、実質的にはそれに基づいて内容が理解された姿で日教組として翌年採択されたということも、この前の委員会で概略承つておると私は記憶しております。その前提において見ました場合、なるほど原案という最終的な形がどうなつておるか、むろん組織内に私がおるわけじゃございませんから、知る由もありませんけれども、倫理綱領の審議過程において討論の資料ということ、言いかえれば、実質的な原案、内容の説明のついた原案の実質を形成しておると推察されるわけでありまして、そういう意味合ひから、私は原案という言葉を使いましたが、最終的にどういふ課題で提案されたか、その形式は存じません。しかし、実質はまさしく私の申し上げるようなものであらう、外部から推察しないほうがおかしいぐらいいやないかと、こう思ひます。

○小林武君 文部大臣にお尋ねいたしますが、そうすると、文部省の場合には、中教審に諮問をしたその答申の内容が原案と実質的に同じものであつた場合には、中教審は原案の作成をした、こう言ひますか、それをお尋ねします。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 原案の作成に協力してもらつた姿だと思ひます。

○小林武君 原案の作成に協力したと、その場合言うわけですね。その意味で日教組の場合も大体同じだと、このういふわけですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 全国大会の現場を知りませんから、当たつていないかもしれませんが、先刻から申し上げておる理由から私が理解する前提で申し上げておりますが、中教審の答申とほとんど同じような原案が、たとえば法律案として国会に提案されたとして、中教審の意見が大部分取り入れられておる意味において実質上原案の作成には中教審に協力してもらつたということとは公に言える事柄だと思ひます。

○小林武君 その場合、あなたの使っている言葉で合作という言葉になりますか、文部省と中教審の合作。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 実質上は合作といつても間違ひではないと思ひます。形式的には法律案の提案は、提案の責任は政府にありますから、政府の提案であることには間違ひありませんけれども、実質的には合作されたものが実体をなして提案されておるといふ表現は事実と反しないことだと、そう申しても差しつかえはなからう、こう思ひます。

○小林武君 それではもう一点お尋ねいたしますが、今まであなたが申されたような角度で中教審に対する答申を求めたその手続と、日教組の倫理綱領を作つたときのあれとは大体同じ手続によるものだと、このういふふうに認めたと考へてよろしいですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 手続は、形式を申せば、先刻申し上げるようには違ひます。ただ、概念的にだけ分析して言うならば大体似たようなものであらう、ただ違ふところありせば、中教審の場合は普遍的な課題に対して普遍的な立場から意見が述べられるというところが期待される、日教組の場合には、具体的な現に存在しておる日教組という民間団体のために目的を指向して意見が述べられるという角度から協力者であるという違いはあらうと思ひますが、ただ単に概念的に言ひます場合には、おおむね似たようなことであらう、このういふことでもあります。

○小林武君 そうすると、たとえば大学の問題について文部省が中教審に答申を求めた場合には、それは具体的な内容といふものは一つもないということですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) そういふことを申し上げておるのじゃありません。大学という最近の事例から申せば、国立大学に関する答申が行なわれたわけでありまして、日本の学校教育法にいうところの大学、国立大学一般について意見を述べるといふ立場であります。日教組の場合には、日教組という民間法人格を持つ組合団体のために局限された具体的な目的を持ったその目的意識に協力する意味における協力者、その点が違ふと思ひます。

○小林武君 何を言つておるのだからつきりわからぬけれども、日教組の場合に、民間の団体であらうと何の団体であらうと、あなたが考へておるように、見られておるうちに、日教組といふのは教員はほとんどを占めておる組合団体です。その場合、日教組が教師全体の倫理綱領——倫理といふものはどうなければならぬか、新しい時代

の教師の倫理はどうなければならぬか、それをきめたものですね、一体どこが違ふのですか。あなたの言つておることは少し分裂的なあれを持つておるのじゃないですか。そのことは別として、それからもう一つ、あなたは手続的には大体同じだと言つた、いろいろ何だか四の五の言つたけれども、結局そこまでは言わず、そこであなたは学者の名前をあげて誹謗された。この誹謗はどうですか。今のような中教審の手続と日教組の倫理綱領の手続が大体同じだといつた場合に、その責任の中教審が非難されるべきものでもなければ、日教組に意見述べた学者が、たとえばその自分の協力した倫理綱領といふようなものによつて直接非難の対象になるべきものでないということ、これは明らかだ。今後、一体このういふ学者の名前をあげて誹謗するといふことはやめる意思はありますか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 中教審のメンバーといへども、その意見が間違つておる場合には誹謗されるのは当然であります。誹謗といふことが少し適切でないかもしれませんが、批判されることは当然であります。日教組の倫理綱領の実質的原案作成に協力した学者、その学者たちの意見はほとんど全部が基づいて、いわば最終決定された倫理綱領が間違つておる限り、その間違つた部分に関するその学者の意見といふものは批判の対象になることは当然だと思ひます。間違つておることは間違つておる。間違つておることをその部分についての意見がないならば、その部分に関する限り学者の意見といふものが、私は国民全体から、文

部大臣はもちろんのこと、だからからでも批判されることは当然のことだと思ひます。言論は自由であり、表現は自由でありましようとも、それに対する批判もまた自由、そういう意味合いのものでございすから、今後といえども誤りの点は指摘することは私は当然のことだと、こう心得ます。

○千葉千代世君 閣連。大臣にお尋ねいたしますけれども、今、政府の各省の中に審議会、調査会等がたぐさございすね。その審議会の中でいろいろな意見が出ます。出たものは、それは審議会自体として取り入れて最終的にきまつたものが答申されます。答申されたものを受けて、各省では政府の政策、その他関連して全面的に取り入れるか、あるいは半分か、あるいは参考程度に聞か、こういうふうな自由があるわけですね。たとえば選挙制度調査会の例でございすように、あの選挙制度調査会の委員の中にはいろいろの意見を持った方がございす。そういう場合に、個人々々をあげて、一人々々をあげて、そしてそれを外部から評議したり、あるいは衝に当たる責任者が評議したり、そういうことをなさいすか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) まあしな

○千葉千代世君 どちらにウエイトがあるのでしょうか。しないのが当たりまえで、してもかまわないことが十分の二とか三の比率を占めますか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) そういう問題では私はないと思ひます。内容が

である。批判することは自由だと、私はそう思ひます。

○千葉千代世君 そういう概念的なことはなくて、やはり日本の国に生きている以上は、学問、思想の自由もあれば、言論の自由も憲法で保障されていすから、それも当然のことなんです。ただ私が言いたいのは、一つの省の長として、あるいは国務大臣として、誹謗のほうを九にしているというそのウエイトの置き方が問題だと思ひます。それはいろいろな意見を持つていす。私どもも文部省に対してはこうしてほしい、あつてほしいという批判はたくさん持つていす。しかし、私は公式の会場とか、そういう場に行つた場合に、そんなに口ぎたなく朝から晩まで、口を開けば特定の人をあげて悪口を言ふんというところは私はできません。たとえば、日本の教育の民主化なら民主化に沿つてこうしていきたいなあと、だけれども、文部省の意見と私どもの意見とが違ふから、ここをどう埋め合つていつたらいいかという、やはりそういう絶えず中

で問題を出します。で、私は地方へ行きまして、どこへ行つても——今選挙の応援でずいぶん行つていすけれども、荒木文部大臣があんなとほりもないことを文教委員会で言つたことなど私は言つておりません。たとえば、初中局長さんでも一生懸命、とにかく予算を取ること、一生懸命やつてくれ

ます。だけれども、これは足りないから、もっとみんな一生懸命やつて大蔵省に向かつて一緒に予算を取らうじゃありませんかと、私はいつも建設的な意見の中で終始していす。だけれども、文部大臣はそうではなくて、たと

えば、倫理綱領にしても、一つの結社の自由を認められた、団結権を持った教職員組合、その一つの中で、今、小林委員が述べられたように、やはりこの日教組の組合の目的というものが教育の民主化にあるとか、あるいは教員の資質の向上とか、労働条件の改善だとかありますから、そういうほうに向かつていくためにどうしたらいいかというので、いろいろな人の御意見を聞くのは当然のことだと思ひます。日教組が独善に陥らないために、組合員

自体が一人々々の意見を持ち寄つてやるのが会議でございす、その中でも、用意周到にいろいろな人の意見、父兄の一人の御意見でも十分尊重し、組合員の意見はもちろんのこと、学者の意見はもちろんのこと、あらゆる人の御意見を伺つて、そしてよいが上にもよかれというふうに進めていすわけなのでございす。そういう中で出された一人の意見というものを、それをそこだけ重点——たまたま何かひとつ自分の今までの既成概念と違つたことがあつたよし、これを攻撃の材料にしてやろうというので、文部大臣が血道をあげて、軽率にもそれに飛びついて全国に言つて歩いて、言論の自由だから当たり前だとか、批判はだれでもあつたから当然だ、こういうふうなやうな一國の教育行政というのに対しては、私はこれは間違つていすのじゃないか。そういう意味で、倫理綱領に参画した特定の個人をあげて至るところで誹謗してゐるということ、これは当然と思ひになりますか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 私は当然と思つております。倫理綱領が目ざすところが間違つておりますから、教育

基本法の趣旨に反しておりますから、そのことを声を大にして指摘すること

は私の職責だと思ひますから申してお

○千葉千代世君 教育基本法の精神に反してゐるからというわけですね。それで具体的に、まあきょうは時間がございせんけれども、いずれかの機会に具体的に条文と教育基本法とを参照して説明したいと思ひますけれども、教育基本法とは間違つていないわけ

で、それは解釈の仕方、自分が特定の何か主観を持って、特定の既成概念の中で自分が縛られて、文部大臣が今

かいなにかということの判定をし、直していかうかいまいか、いやこれについてはこれでよろしい、あるいはこの次にはどういふうで解釈をしてい

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 私が何か縛られてものを言つてゐるようにならば、憲法と教育基本法と学校教育法以下法律に縛られておられます。縛られるのが当然であり、その立場に立つて冷静に、いわば国民にかわつて判断してみて、間違つておるとか思ひますから、その点を指摘して、組合員たる先生方の見識に訴えて、時の流れに従つて、みづから改めるものは改めるのが当然だと千葉さんもおっしゃいましたが、そういう意味で、もつとり

ばなものに作りかえられたらどうだらうというのを御忠言申し上げ、その時期の早からんことを国民とともに欲するがゆゑに申し上げておるのであります。

○千葉千代世君 それじゃ、日教組の目的というのをどのように把握していらっしゃるんですか。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) これはもうきわめて明瞭なように、地方公務員法ないしは国家公務員法にも関係しないうりけれども、教職員組合を作ることは自由であり、そしてその行動半径は法律できまつておる。そのことが中心に書かれておるならば、これは何をかいわんやだと思ひます。また教師の心がまえを綱領として定められるのも御自由でございまして、何人もそれに文句言ひわけにいかぬと思ひます。

ですけれども、それならばそれなりに、教師といふものの本来の使命を直接法でお書きになったらどうだろうと私は思ひます。ただ労働者だといふ前提において、そして示されておるところにも、私はあまりにも素朴といふか、教師の集団である組合の倫理綱領の目ざすところとしては私は不十分だとも考へます。ことに目的意識が、先ほど来申し上げますように、教師の心がまえ、目的意識を、教育基本法八条にまつておるからぶつかるようなことを書かれておると私はお見受けいたします。そのことを指摘して反省を求めておるわけでありまして。

○千葉千代世君 日本教職員組合の一番基礎になつております教育の民主化ですが、この点についてどのように思ひますか。たとえば教育の民主化といふことが中心になつて結集された団結権を持った団体であると、そのことをお認めになりますか。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 教育の民主化とおっしゃいますことは、一言にしていえば、憲法と教育基本法の趣旨

に従つて教育が行なわれるといふことであります。そのこと以外にありやうがないと思ひます。

○千葉千代世君 としますと、憲法と教育基本法を最も忠実に実践して、これからは續けていくといふ、こういう日本教職員組合の考え、そういう中で日々の行動をしていくわけなんです。その実績をお認めになりますか。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) そういうふうには、私は集団としての日教組の今までのあり方からは、おっしゃるとおりのものとは思ひきれないと思ひます。現実の言動は、もろもろの法律違反の事柄となつて現われて、行政処分、司法処分も行なわれておるといふことが雄弁に物語つており、毎年毎年教研大会を開かれるようですが、これは毎年の運動方針にも明記されておるうちに、教育課程の自主編成などといわれるそのことの注釈によれば、文部大臣が定めねばならないと責任を負わされておる教育課程、教科に関するところ、あるいは学習指導要領ないしはそれに基づいて検定されておる教科書以外には使はうべからずとなつておるという一連の教育課程及びその内容を骨抜きにする目的をもつて教研大会が開かれる、そういう現実を見ました場合に、言葉では、なるほど教育の民主化その他といわれているようですけれども、現実の行動が集団としては必ずしもしからず、その根源をさかのぼれば、教師の倫理綱領の目ざすところのあやまちに端を発しておると私は思ひますから、その根本をもうちよつとりつぱなものに仕立て直しをされたらいかかであらうといふ、いい言葉でいへば忠告、悪くいへば反省を求めて

おるわけでありまして。

○千葉千代世君 全国の先生方が、毎日現場で実践した、そういう研究の成果を持ちよつてお互いに批判検討して、よりよいものを作つていくといふ、こういう中で毎年盛大に行なわれる全国の研修集会に對して、文部大臣の今の言葉、非常に冒瀆であります。ほんとうに真剣に考へて、教育基本法に沿つて憲法を忠実に守つていくことを御存じないのです。あなたはごらんになったことないのです、いらつしやらないから。ですから、そのことについて今論議は避けまます。時間もございせんし、小林委員の関連質問でございまして、避けまます。それから日本の教職員組合の使命といふものについてもまだ御存じないようです。もう一つは、大臣は最近、大臣になつて、教育の問題に取り組んでいらつしやるようだけれども、終戦直後から日本教職員組合の果たした使命、これについては第三十何国会でしたか失念いたしました。が、当時、文部大臣それから内務局長等にもたされたのです、具体的な例をあげて。日本教職員組合の教育の民主化に果たした使命について述べたときに、そういう点については認める、ただ、自分たちの考えと違ふところがあるけれどもという意見を一部おっしゃったことがありますが、果たした使命について具体的に認めていらつしやるわけなんです。私は文部大臣が認めようと思ひます。私は実際全国の五十万の教師たちが果たした役割については自信を持っておりますし、その業績については十分に確信をいたしておりますので、あなたが何とおっしゃ

ろりとも、そのことは消すことができない事実となつておりますので、ここで論議は避けまます。とにかく一國の文部大臣ともあるものが、団結権を持った、自由な民主的な討論が行なわれる日教組の内容について御存じなく、自分が忠告をするとか、反省を促すとかいふその域をこえて、あらゆる誹謗を加えて、てんとして、この前でございまして、ばかやろう呼ばわりをしなれば気が済まない、こいうやり方がこれから行なわれていくとすれば、非常な日本の民主化を大臣自身が行なうといふ結果になるといふことを私は心配する。そういうわけで関連質問いたしました。答弁は要りません。

○小林武君 文部大臣のひとつ意見をもう一べんお尋ねしますが、あなた、また倫理綱領の中に間違ひがあるといふ場合でも、あるいはあなたの招集なさるところの中教審の場合でも、間違ひがあれば大いにこれを誹謗してもかまわぬといふ御意見であります。あなたとの間違ひの判定といふのは、あれです、先生ほかからの意見を伺つておると、教育基本法並びに憲法に照らして、こらおっしゃるわけですね。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 趣旨においてお尋ねする。趣旨においてというのはどういうわけですか。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 教育基本法は、前文に、憲法の趣旨に従つてこれを制定すると宣言をいたしております。その教育基本法に反するがゆゑに私は非難をしておると申し上げており、その意味で憲法及び教育基本法をその趣旨に反した目的、意識を持ち、

現行行動もそれを立証しておると、こゝう判断しております。

○小林武君 そこでお尋ねいたしますが、文部大臣は教育の政治的中立といふことをどのようにお考えになつておるんですか。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 特定の政党を支持し、もしくは支持しないがごとき具体的な政治的傾向を許さない、教育の場はあくまでも政治的には中正でなければならぬと、こいうことを要求しておると私は承知しております。

○小林武君 その支持し、支持しないといふ具体的な事例を具体的に説明してもらひたい。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 日教組は以前は共産党と社会党支持であつたと承知します。革新政党を中心とする政党支持であることを全国大会で常に意思を表明しておられる、最近では社会党支持と一本にきめたと新聞は報道しております。そのこと自体がすでにして職員団体にあるまじきことだと思ひます。そのこと自体が具体的に教育基本法第八条にまつてから挑戦するおそれを感じる、こいうことでありま

す。

○小林武君 その政治的中立といふのは教師だけに要求されると考へますか。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 全国民に要求されておると思ひます。

○小林武君 文部大臣は何党を支持しておられますか。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 私は自由民主党を支持し、自由党の党員でござい

ます。

○小林武君 その場合は、文部大臣は

政治的中立の立場からいつてどういふことになりまうか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 自由民主党に党籍を持っておりませんが、むろん、だから党員として党に忠誠を尽くすことは当然のことでありまう。しかし、自由民主党が憲法とあらゆる法律に従って行動せねばならぬということに当然のこととして、言うまでもないことですが、党の基本といたしております。したがって、党員でありまうし、文部大臣という立場においては憲法、教育基本法、学校教育法、以下このことく法律に従って、そのらちを越えない心がまえをもって対処すべきことは当然だと心得ております。

○小林武君 教員組合に加盟する者は、あなたと同じ立場でみんな教育基本法、憲法に従ってやろうと、こう考へておる場合に、何ら政治的中立に違反しないと思いませんか、あなたが反しない限りです。あなたが反しない限り、日本教職員組合に所属する教員がなぜ特別にその教育の政治的中立に反したと言われなければならぬのですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 組合というのは、組合が機関を通じて決定したことは忠誠を誓わされておる立場だと思ひます。全国大会で社会党、共産党支持ときめる、あるいは社会党支持ときめる、よしんば自由民主党支持ときめましようとも、それは本来、職員団体が団体として取り扱うべき課題外のことと私は理解します。すでにそこに職員団体としての脱線がある、団結権の乱用があると私は思ひます。政治結社ならば別でございます。

この地方公務員、国家公務員法に定めるところの目的を果たすためにこそ團結権が認められておるはずでありまして、政治結社でない限り団体の意思がある政党支持にしろ具体的な決定として、組合員にそれを要求するということ形は私は間違つておる、そのことそれ自体が、教師の勤務内容が、勤務者というならば、労働者という言葉を使ひましようとも、その勤務内容が教育者としての教育活動にあると思ひますが、その教育活動そのものが勤務内容である組合員に、政治結社にあらずる職員団体たる日教組が、団体意思を決定して、それをメンバーに順法させるということ、そのことは間違ひである。その間違ひそのものが教育の場

に、教育基本法第八條が要求する政治的な、中正な姿であらねばならない教育の場に波及することを私はおそれる、その意味において考え直されたらどうでしょう、そのものは倫理綱領に端を発するようにお見受けするから考え直されたいかがでしようというところを指摘しておるのであります。

○小林武君 組合が政党支持のことをきめないほうがよろしい。まあそのことは是非は別として、政党というものは、政党に忠誠を要求しないのですか。特に自由民主党というものは忠誠を要求しないのですか、念のために聞いておきます。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 天下の公党である限り、その党員は、党の決定に従ふべきことは言うまでもございせん。

○小林武君 その場合、文部大臣は、天下の公党自由民主党に忠誠を誓われらるんですね。党の政策を実施するため

に文部大臣になっておる。その場合、教育基本法第八條の趣旨にどういふことになりまうか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 党の決定に党員として従ふということは政治結社内部の問題であります。文部大臣になりまして、かりに党の決定が教育基本法に矛盾する、その他の法律に反するということ決定をして要求ししようとも、そういうものに従わねばならぬということは絶対にあり得ない。憲法が、法律が根本であつて、党の決定にまたまは誤りがあるかもしれない。その誤りを踏襲して党の決定の間に間に法律違反なすべからず、こいつは政治家としてのイロハのイだろうと思つております。

○小林武君 政治家のイロハのイであるか、イロハのハであるかよくわからなけれども、あなたの議論というのは実に支離滅裂です。あなたは文部大臣として、自由民主党の党員として、党の教育政策が自由民主党にないとして、教育政策が自由民主党にないとして、政党としてどう考へるか。その政策をあなたは実施するだけの忠誠心はないわけですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 党の政策を中心に、政府側と協議をしながらよりき政策を樹立し実施するということをやつております。

○小林武君 そりするならば、党の政策を堅持し込むことは、これは教育の政治的中立ということからどういふことになりまうか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) それは政策内容が物語るのだと思ひます。幸いに、わが自由民主党が法律違反の政策は打ち出しませんから、ほとんど

ど矛盾を感じないで今日に参つております。

○小林武君 文部省から出した新教育指針というのは、これは無効であるといふ何か宣言をいつかお出しになつたことはございませうか。昭和二十一年五月だつたと思ひますが、新教育指針といふのは、これに盛られてゐる内容については自今無効である、こつたことをお出しになつたことはございせんか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) ちょっと私今指摘されたことを存じませんが、その説明が説明員が政府委員からその間の事情は容弁させたいと思ひます。

○小林武君 政府委員やその他の方々から説明を受ける必要はないのです。昭和二十七年に作られた日教組の倫理綱領についてさまざまな誹謗を加へておる。その後、日教組が明らかにしたものを無視するやうな態度であなただはさまざまなことを言つてゐるんですね。そのくらいによく勉強された方だから、文部省の出されたものを、ずっと戦後、自由民主党の党員であり、その党の方針に従つてやられた、文教政策を取り扱つてゐるあなたが、昭和二十一年であらうが何であらうが、戦後の問題について、教育基本法、憲法といふ問題に抵触しないように、そつたうふに忠誠を誓つてやつておられるあなたが、一体、文部省の今まで出されたものについて存じまへんと言ふことは、これは許されないうです。日教組の組合員が知れまへんと言ふのと、倫理綱領を知れまへんと言つたてなかなかなそれはあなたが承知しないだらうと同じことですよ。これがこまかい問題ならとにかく、新教育に対する指

針ですよ。知らないと言ひのは何ですか。無責任なことを言わないうで下さい。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 私の頭の中にはつきりないといふことであります。文部省は知つております。資料もございませうし、政府委員もそのためにおりますから、私が生身の人間として頭の中にはつきり持つておひまをの正直に申し上げただけでございます。要すれば、政府委員等から申し上げさせていただきます。

○小林武君 あなたは、とにかくいつの演説会の場合においても、日本が新教育を採用したことについていつても言及してゐる。そのくらいよく戦後の教育についてさまざまな調べておられるんだから、文部省の重要な問題を知らないといふやうな話はないでしよう。新教育の指針ですよ。知らないと言ひのはおかしいですよ。新教育といふのは新しい教育ですよ。戦前の教育に比較して。それと違ふ教育だ、その中には詳細にわたつていろいろなことが書かれてゐる。読んだことも何もないわけですか。

○委員長(北島教真君) 速記をとめて。

○委員長(北島教真君) 速記を始めて。
○委員長(北島教真君) 速記を始め
○小林武君 日教組の倫理綱領を憲法や教育基本法に違反した非合法の文書であるといふやうなことを言われてゐるでしよう、大臣は。そつたうふ文書であるといふことになると、文部省の意向といふやうなものを、今までも一方的に日本の教師は認めないでやつてきたといふやうなことを言つておられる。憲法や教育基本法に忠実にならう

というために倫理綱領というものを
作ったのです。しかもそのことは、
文部省の新教育指針に従って書いたと
言ってもいい、昭和二十一年の。これ
に日本の教師は共鳴している、文部省
の意思に従っている。倫理綱領の中に
書かれてあることは、この教育指針に
書かれてある内容とまあ同じといつて
もいいくらいだ。いつ改められたかと
いうことを聞いています。希望
するからには、相当の根拠がなければ
ならないと思う。

○委員長(北畠教真君) 速記をとめ
て。

○委員長(北畠教真君) 速記を起こし
て。

本日はこれをもって散会いたしま
す。

午後零時十七分散会

三月八日本委員会に左の案件を付託さ
れた。

一、国立学校設置法の一部を改正す
る法律案(予備審査のための付託
は二月十一日)

三月八日本委員会に左の案件を付託さ
れた。

一、建国記念の日制定に関する請願
(第一三三五号)(第一四八五号)

一、公立義務教育諸学校の学級編制
及び教職員定数の標準に関する法
律の一部を改正する法律案成立に
関する請願(第一四八三号)

一、へき地教育振興法の一部改正に
関する請願(第一四八四号)

第一三三五号 昭和三十三年二月二
十二日受理

建国記念の日制定に関する請願
請願者 新潟県高田市南城町二
丁目紀元節復活期成同
盟会内 篠原誠一郎
紹介議員 小柳 牧衛君
この請願の趣旨は、第一一三五号と同
じである。

第一四八五号 昭和三十三年二月二
十七日受理
建国記念の日制定に関する請願
請願者 千葉市本千葉千葉県日
の丸掲揚会内 菅野儀
作
紹介議員 下村 定君
この請願の趣旨は、第一一三五号と同
じである。

第一四八三号 昭和三十三年二月二
十七日受理
公立義務教育諸学校の学級編制及び教
職員定数の標準に関する法律の一部を
改正する法律案成立に関する請願
請願者 島根県松江市雄賀町七
六二 中村武雄
紹介議員 佐野 廣君

本国会に「公立義務教育諸学校の学級
編制及び教職員定数の標準に関する法
律の一部を改正する法律案」が提出さ
れている。現行法律は、「すしづめ学
級」の解消を目指したものであるが、
義務教育本来の目的に立脚するとき
に、適正な指導と学習活動を展開する
ためには、きわめて不十分なものと
いわざるを得ない。国際的な水準(一学
級三十一―三十五名)にくらべると現行
の五十名を上回るものは「すしづめ学
級解消」とは言えず、また教師は定員
配置基準の低さともあいまって過重な

労働に苦しんでいる状態である。本年
以降毎年義務教育諸学校の児童生徒数
は減少してきているので、この際教育の効
果をあげ、学校運営をより円滑にし、
適正な教職員の配置をすることによつ
て、義務教育水準の向上に資するため
に、本改正案がすみやかに成立するよ
う善処せられるとともに、(一)昭和四
十二年に一学級の編制の最高が四十人
となるよう計画的に最高基準を引き下
げること、(二)教職員の一週あたり担
当授業時数が小学校二十四時間、中学
校二十一時間以内となるような配置基
準の適正化を行なうため、その標準の
引上げを行なうこと等の実現を期せら
れたいとの請願。

第一四八四号 昭和三十三年二月二
十七日受理
へき地教育振興法の一部改正に関する
請願
請願者 島根県松江市雄賀町七
六二 中村武雄外三百
十名
紹介議員 佐野 廣君

へき地教育振興法にうたわれている教
育の機会均等の趣旨に基づき、かつ、へ
き地における教職員の特殊事情から、
へき地手当の増額及び省令による指定
基準の改正を政府に対し再三にわたり
要求してきたが、政府はいっこうにこ
れの解決に積極性を示さず今日に及ん
でいる。これは、へき地教育の実態及
びへき地住民の教育に対する切実な要
求を無視したものであり、はなはだ遺
憾にたえないところであるから、(一)
へき地教育振興法第三条第六項に市町
村が行なうへき地学校の児童及び生徒
の通学を容易にするための必要な措置

として寄宿舎の設置を明記するととも
に、これを国による補助の対象とする
こと、(二)へき地手当の級別支給割合
を、一級地百分の十、二級地百分の十
五、三級地百分の二十、四級地百分の
二十五、五級地百分の三十とするにと
もに、一級地及び二級地には千円、三
級地、四級地及び五級地には、それぞ
れ二千円の定額を支給すること、(三)
へき地手当を期末、勤労手当の算定の
基礎にすること、(四)市町村が行なう
へき地教育の振興に関する事務に要す
る経費についての国の補助率を三分の
二に改めること等の措置をすみやかに
講ぜられたいとの請願。

昭和三十三年三月十八日印刷

昭和三十三年三月十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局